「河川巡視支援業務積算基準」に係る運用について

1 「3.(2)①イ(ロ) 旅費交通費」について

旅費の算出の出発地は参加資格表明業者のうち業務場所に最も近い本支店が所在する市役所等とする。

2 「4.(2) 車両管理」について

次のとおりとし、他の河川巡視支援業務の積算経費と区分して積算する。

(1) 業務委託料の構成

業務委託料=直接業務費(直接人件費+直接経費)+諸経費+消費税相当額

- (2) 各構成費目の算定
 - ① 直接業務費
 - イ 直接人件費

公共工事設計労務単価の「一般運転手」の単価を標準とする。

なお、超過勤務時間当たり単価は次式により積算する。

超過勤務時間当たり単価=(巡視員の基準日額)×1/8×A×B

※但し、A:125/100又は150/100:時間外又は深夜割増

B:割增対象賃金費

口 直接経費

A 車両

ライトバン(1,500cc) とすることを標準とし、「建設機械損料等算定表(北海道補正版)」により、次の2つの機械損料を計上する。

- ・共用1日当たり損料(固定費)
- ・運転1時間当たり損料(変動費)
- B 燃料費
- ② 諸経費

諸経費は、次の式により算定した額の範囲内とする。 諸経費=(直接人件費+直接経費)×諸経費率 但し、諸経費率は27%とする。

③ 消費税相当額

消費税相当額=(直接業務費+諸経費)×消費税率

3 調査基準価格の算出について

調査基準価格は、業務全体の予定価格を次の(1)、(2)に分けた上で各々の調査基準価格相当額 を算出し、合算した額とする。

(1) 河川巡視本体の相当額

「「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の一部改正について」(平成29年3月14日付け国官会第3861号)に準じて算出する。

(2) 車両管理の相当額

「予算決算及び会計令第85条の基準について」(平成21年4月3日付け国官会第2463号)に準じて算出する。

※ 車両管理に係る予定価格に10分の6を乗ずる。